

一般財団法人 福岡市交通事業振興会について

目 次

第 1	振興会の概要	
1	設立目的, 事業内容等	1
2	組織及び役職員定数	3
第 2	平成30年度決算状況	
1	事業報告	4
2	貸借対照表	8
3	正味財産増減計算書	10
4	財務諸表に対する注記	12
5	附属明細書	13
6	財産目録	14
7	収支計算書	16
8	契約金額が3億円以上の 工事又は製造の請負の契約	18
9	契約金額が4,000万円以上の 不動産等の買入れ等の契約	18
第 3	令和元年度事業計画	
1	事業計画	18
2	収支予算書	20
第 4	参考資料	
	定款	22

令和元年8月2日

交 通 局

第1 振興会の概要

1 設立目的，事業内容等

(1) 名称，設立年月日，所在地

- ア 名称 一般財団法人 福岡市交通事業振興会
- イ 設立年月日 昭和56年1月6日
(平成25年4月1日に一般財団法人に移行)
- ウ 所在地 福岡市中央区大名二丁目5番31号

(2) 設立目的

本会は、福岡市の交通問題に対する意識の啓発，交通道德の普及，及び福岡市の地下鉄の乗客への便益増進等に関する事業を行い，もって福岡市の交通事業の健全な発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(3) 事業内容

- ア 福岡市の交通問題に対する意識の啓発に関する事業
- イ 交通道德及び交通安全についての知識の啓発に関する事業
- ウ 地下鉄の乗客への便益増進に関する事業
- エ 地下鉄の施設，設備等の環境保持に関する業務
- オ 地下鉄の施設及び車両に掲出する広告物の取扱いに関する業務
- カ 地下鉄の乗客への利便施設として設置する店舗等の管理・運営に関する業務
- キ その他本会の目的を達成するために必要な事業

(4) 基本財産

10,000千円（福岡市全額出資）

(5) 役員（令和元年8月1日現在）

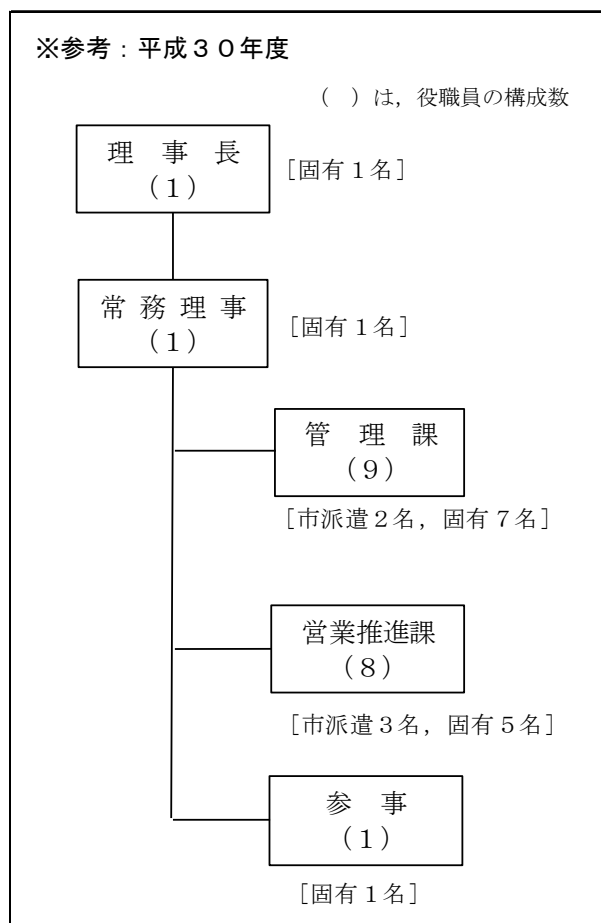
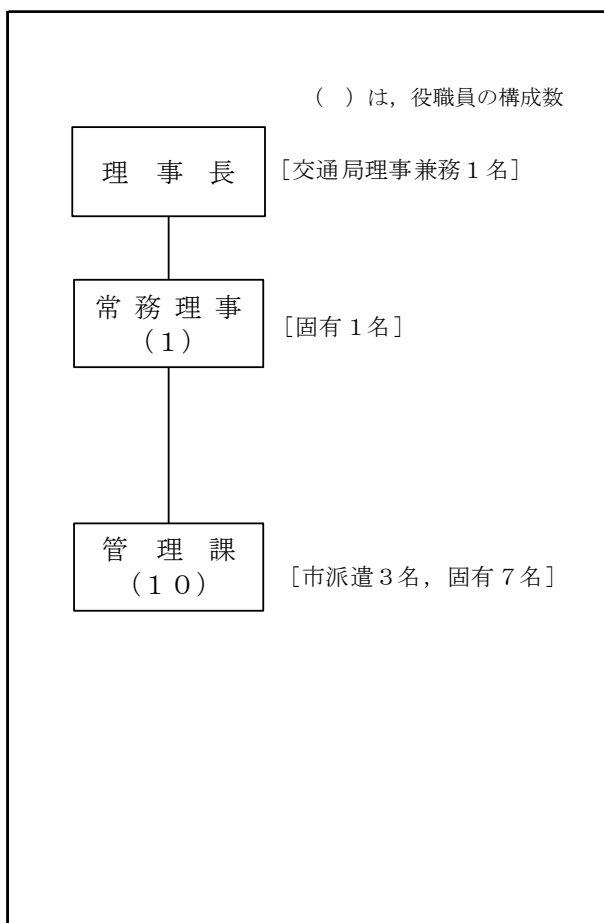
役職名	氏名	備考
理事長	山本 恭久	福岡市交通局理事
常務理事	柴山 賢治	（常勤）
理事	宮野 和典	九州鉄道協会常任理事
理事	松本 精二	公益社団法人福岡県少年警察 ボランティア協会事務局長
理事	緒方 豊子	福岡市七区男女共同参画協議会代表
理事	柴田 淳司	福岡市交通局総務部長
理事	瀬戸 邦博	福岡市交通局運輸部長
理事	吉岡 裕二	福岡交通労働組合執行委員長
監事	石原 隆	株式会社西日本シティ銀行 常務執行役員地域振興部長
監事	谷口 善洋	福岡市交通局総務部経理課長

(6) 評議員（令和元年8月1日現在）

役職名	氏名	備考
評議員	久留 百合子	株式会社ビスネット代表取締役
評議員	帆 足 りエ	学校法人高木学園福岡国際医療福祉 大学募集広報室長
評議員	合野 弘一	公益財団法人福岡観光コンベンション ビューロー専務理事
評議員	町田 一彦	福岡市住宅都市局理事

2 組織及び役職員定数（令和元年8月1日現在）

(1) 組織図



(2) 役職員定数

役員数	1名
職員数	10名 ※
計	11名

※職員の内訳

福岡市からの派遣職員	3名
固有職員	7名 (4名)
計	10名

() は市OB職員で内数

第2 平成30年度決算状況

1 事業報告

(1) 実施事業等会計

① 交通問題啓発事業会計 経常費用事業費決算額 44,186千円 (うち人件費 16,248千円)

ア 交通問題啓発事業決算額 16,893千円

(ア) マナー啓発

エスカレーター的安全利用や荷物の持ち方などについて、電照広告枠を活用したマナー啓発を行うとともに、駅の特徴に応じたポスター、ステッカーの掲示、啓発グッズの配布等により、マナー啓発を行った。

(イ) 巡回指導

エスカレーター的安全利用や歩きスマホ、地下鉄乗降時のマナー等の地下鉄乗車マナーの向上や、駅構内・車内の防犯対策のため、巡回指導員による巡回指導を実施した。

区分	平成30年度	平成29年度	増加数
指導件数	4,312件	3,521件	791件

イ 地下鉄の利用促進・便益増進事業決算額 24,910千円

市民に親しまれる地下鉄を目指すとともに、環境に優しい地下鉄の利用を促進するため、交通局と共催で「地下鉄フェスタ」を開催するとともに、アビスパ福岡とのタイアップイベントの実施のほか、各地で行われるイベントへの協賛などを行った。

また、海外からのお客様に、より便利に地下鉄を利用していただけるよう、外国語版地下鉄ガイドを作成し、各駅等へ配布した。

主な実施項目	内容
アビスパ福岡地下鉄デー 【平成30年10月28日(日)】	アビスパ福岡ホームゲームにおける記念イベント 入場者：13,000名 (地下鉄パネル展示、地下鉄グッズ販売など)
地下鉄フェスタ 【平成30年10月7日(日)】	交通局と共催の地下鉄イベント (地下鉄グッズ販売など) 入場者：7,000名 実施場所：橋本車両基地
外国語版地下鉄ガイド	英語版・韓国語版・中国語(簡体字・繁体字)版・タイ語版の5カ国語対応のガイドを作成。 【作成数】 250,000部 (在庫含む) 【主な配布場所】 ・各管区駅、お客様サービスセンター(定期券うりば) ・福岡市観光案内所 ・福岡空港国際観光案内所 ・博多港国際ターミナル など

ウ 地下鉄の快適性向上事業決算額 2,383千円

(ア) 生花事業

快適で清潔感のある駅環境づくりのため、平成27年度から取り組んでいるトイレへの生花設置を、平成30年度は5駅10か所拡大し、17駅42か所で実施した。

路線	設置駅
空港・箱崎線 (14駅)	姪浜, <u>室見</u> , 藤崎, 西新, 唐人町, 大濠公園, 赤坂, 天神, 中洲川端, <u>祇園</u> , 博多, 東比恵, 福岡空港, <u>貝塚</u>
七隈線 (3駅)	<u>福大前</u> , <u>薬院</u> , 天神南

※下線は平成30年度に拡大した駅。

(イ) 駅緑化活動支援事業

環境に優しく、市民に親しまれる駅づくりのため、市民や企業等が行う駅緑化活動への支援を行った。平成30年度の駅緑化活動への支援の実施駅は、4駅追加し16駅となった。

路線	実施駅
空港・箱崎線 (8駅)	姪浜, <u>室見</u> , <u>藤崎</u> , 大濠公園, 赤坂, <u>祇園</u> , 東比恵, <u>呉服町</u>
七隈線 (8駅)	橋本, 福大前, 七隈, 金山, 茶山, 六本松, 桜坂, 薬院

※下線は平成30年度に追加した駅。

(2) その他会計

① 清掃管理監督事業会計 経常費用事業費決算額 15,412千円 (うち人件費 11,929千円)

地下鉄各駅, 車両基地, 車両等の清掃の管理監督業務を実施し, 快適で安全・安心な地下鉄の維持に努めた。

《交通局からの受託料収入 18,873千円》

② 構内営業等事業会計 経常費用事業費決算額 330,302 千円 (うち人件費 21,056 千円)

駅構内において、コンビニエンスストア、コインロッカー、軽飲食店等の利便施設の管理運営を行い、サービスの向上に努めた。

特に、コインロッカーについては、お客様からの要望に応えるため、平成 31 年 2 月に博多駅に 6 台・16 口（西新駅から 3 台・8 口、大濠公園駅から 3 台・8 口）を移設し、さらなる利便性向上を図った。

また、博多駅筑紫口に外貨両替店舗「エクステンジャーズ」を新たに誘致し、平成 31 年 2 月に開業した。

なお、西新駅で実施している障がい者の社会参加や就労支援を図るための福祉売店(MOMO)については、改修を行い、集客向上を図った。

《構内営業等事業収益：決算額》 (単位：千円)

項目	30 年度	29 年度	増減額
飲食店舗	85,040	115,849	△30,809
物品販売等店舗	283,468	287,481	△4,013
コインロッカー	124,360	123,534	826
グッズ販売等	3,416	3,710	△294
収益総額	496,284	530,574	△34,290

③ 広告事業会計 経常費用事業費決算額 127,007 千円 (うち人件費 23,212 千円)

広告の受付、着脱及び保守管理並びに振興会取扱い分の広告主との連絡調整を行い、効果的・効率的に事業を行った。

また、交通局及び広告代理店と連携し、販売促進に取り組むとともに、広告主向けの案内冊子「メディアガイド」を作成し、広告掲出量及び広告料収入の確保に努めた。

《広告事業収益：決算額》 (単位：千円)

項目	30 年度	29 年度	増減額
交通局からの広告業務受託料収入(A)	90,000	93,118	△3,118
列車内広告(中吊, 窓上等)着脱等	25,301	27,183	△1,882
駅構内広告(ポスター貼り, 電照等)着脱等	30,005	30,882	△877
電照広告枠保安業務	34,694	35,053	△359
広告代理店としての振興会取扱分収入(B)	48,324	52,209	△3,885
列車内, 駅構内広告, 保安料等	48,324	52,209	△3,885
収益総額(A) + (B)	138,324	145,327	△7,003

④ サイン改修事業会計 経常費用事業費決算額 18,441 千円

地下鉄利用者の利便性向上のため、交通局と共働して空港線・箱崎線の駅構内の案内・サインの見直しに取り組んだ。

※事業期間：平成 28 年度～令和元年度

○平成 30 年度の内容：空港・箱崎線全 19 駅の地上出入口案内標の改修など

(3) 法人会計

① 経常費用管理費決算額 38,967 千円（うち人件費 31,594 千円）

理事会等会議費や人件費など、法人の運営に関する経費

2 貸借対照表(平成31年3月31日現在)

△印減

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	475,688,324	394,083,056	81,605,268
未収金	65,641,640	72,312,990	△ 6,671,350
未収金貸倒引当金	△ 76,000	△ 86,000	10,000
商品	4,028,372	1,376,901	2,651,471
前払金	135,000	237,000	△ 102,000
流動資産合計	545,417,336	467,923,947	77,493,389
2 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産投資有価証券	9,996,000	10,000,000	△ 4,000
定期預金	4,000	0	4,000
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
売店建設費積立資産	72,000,000	72,000,000	0
特定資産合計	72,000,000	72,000,000	0
(3) その他固定資産			
売店	33,756,348	33,756,348	0
売店減価償却累計額	△ 28,706,976	△ 27,920,043	△ 786,933
構築物	12,597,750	13,497,750	△ 900,000
構築物減価償却累計額	△ 10,105,495	△ 10,686,261	580,766
什器備品	4,445,632	4,445,632	0
什器備品減価償却累計額	△ 4,289,010	△ 4,107,692	△ 181,318
電話加入権	370,000	370,000	0
投資有価証券	0	167,976,000	△ 167,976,000
公共的施設負担金	78,024,251	57,664,834	20,359,417
その他固定資産合計	86,092,500	234,996,568	△ 148,904,068
固定資産合計	168,092,500	316,996,568	△ 148,904,068
資産合計	713,509,836	784,920,515	△ 71,410,679
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	135,374,299	198,789,153	△ 63,414,854
前受金	836,706	806,645	30,061
預り金	164,387,086	210,115,424	△ 45,728,338
流動負債合計	300,598,091	409,711,222	△ 109,113,131
負債合計	300,598,091	409,711,222	△ 109,113,131
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
寄付金	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	402,911,745	365,209,293	37,702,452
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(72,000,000)	(72,000,000)	(0)
正味財産合計	412,911,745	375,209,293	37,702,452
負債及び正味財産合計	713,509,836	784,920,515	△ 71,410,679

(2) 貸借対照表内訳表

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合 計
I 資産の部					
1 流動資産					
現金預金	6,321,056	467,455,496	1,911,772	0	475,688,324
未収金	0	65,641,640	0	0	65,641,640
未収金貸倒引当金	0	△ 76,000	0	0	△ 76,000
商 品	0	4,028,372	0	0	4,028,372
前 払 金	0	135,000	0	0	135,000
流動資産合計	6,321,056	537,184,508	1,911,772	0	545,417,336
2 固定資産					
(1) 基本財産					
基本財産投資有価証券	9,996,000	0	0	0	9,996,000
定期預金	4,000	0	0	0	4,000
基本財産合計	10,000,000	0	0	0	10,000,000
(2) 特定資産					
売店建設費積立資産	0	72,000,000	0	0	72,000,000
特定資産合計	0	72,000,000	0	0	72,000,000
(3) その他固定資産					
売 店	0	33,756,348	0	0	33,756,348
売店減価償却累計額	0	△ 28,706,976	0	0	△ 28,706,976
構 築 物	1,159,920	8,965,830	2,472,000	0	12,597,750
構築物減価償却累計額	△ 289,980	△ 7,343,516	△ 2,471,999	0	△ 10,105,495
什 器 備 品	2,230,200	2,215,432	0	0	4,445,632
什器備品減価償却累計額	△ 2,230,198	△ 2,058,812	0	0	△ 4,289,010
電 話 加 入 権	80,300	289,700	0	0	370,000
投資有価証券	0	0	0	0	0
公共的施設負担金	0	78,024,251	0	0	78,024,251
その他固定資産合計	950,242	85,142,257	1	0	86,092,500
固定資産合計	10,950,242	157,142,257	1	0	168,092,500
資 産 合 計	17,271,298	694,326,765	1,911,773	0	713,509,836
II 負債の部					
1 流動負債					
未 払 金	7,167,972	126,391,263	1,815,064	0	135,374,299
前 受 金	0	836,706	0	0	836,706
預 り 金	103,326	164,187,051	96,709	0	164,387,086
流動負債合計	7,271,298	291,415,020	1,911,773	0	300,598,091
負 債 合 計	7,271,298	291,415,020	1,911,773	0	300,598,091
III 正味財産の部					
1 指定正味財産					
寄 付 金	10,000,000	0	0	0	10,000,000
指定正味財産合計	10,000,000	0	0	0	10,000,000
(うち基本財産への充当額)	(10,000,000)	(0)	(0)	(0)	(10,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
2 一般正味財産	0	402,911,745	0	0	402,911,745
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(72,000,000)	(0)	(0)	(72,000,000)
正 味 財 産 合 計	10,000,000	402,911,745	0	0	412,911,745
負債及び正味財産合計	17,271,298	694,326,765	1,911,773	0	713,509,836

3 正味財産増減計算書 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

△印減

(1) 正味財産増減計算書

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	57,595	57,594	1
② 事業収益	653,481,594	694,455,420	△ 40,973,826
清掃管理監督事業収益	18,873,000	18,554,400	318,600
構内営業等事業収益	496,284,401	530,574,042	△ 34,289,641
広告事業収益	138,324,193	145,326,978	△ 7,002,785
③ 雑収益	439,014	1,736,404	△ 1,297,390
④ 引当金取崩額	10,000	55,000	△ 45,000
経常収益計	653,988,203	696,304,418	△ 42,316,215
(2) 経常費用			
① 事業費	535,347,969	564,438,498	△ 29,090,529
交通問題啓発事業費	44,186,319	47,225,366	△ 3,039,047
清掃管理監督事業費	15,412,042	15,742,133	△ 330,091
構内営業等事業費	330,302,018	365,022,345	△ 34,720,327
広告事業費	127,007,007	132,754,404	△ 5,747,397
サイン改修事業費	18,440,583	3,694,250	14,746,333
② 管理費	38,967,281	38,994,104	△ 26,823
経常費用計	574,315,250	603,432,602	△ 29,117,352
当期経常増減額	79,672,953	92,871,816	△ 13,198,863
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
① 前期損益修正益	0	9,591,084	△ 9,591,084
経常外収益計	0	9,591,084	△ 9,591,084
(2) 経常外費用			
① 除却損失	1	0	1
経常外費用計	1	0	1
当期経常外増減額	△ 1	9,591,084	△ 9,591,085
税引前当期一般正味財産増減額	79,672,952	102,462,900	△ 22,789,948
法人税, 住民税及び事業税	41,970,500	47,088,500	△ 5,118,000
当期一般正味財産増減額	37,702,452	55,374,400	△ 17,671,948
一般正味財産期首残高	365,209,293	309,834,893	55,374,400
一般正味財産期末残高	402,911,745	365,209,293	37,702,452
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	412,911,745	375,209,293	37,702,452

(2) 正味財産増減計算書内訳表

(単位:円)

科 目	実施事業等 会 計	その他会計					法人会計	内部取引 消	合計
	交通問題 啓業会計	清掃管 理監督 事業会計	構 内 営 業 等 計	廣 告 事 業 會 計	サ イ ン 改 修 事 業 會 計	小計			
I 一般正味財産増減の部									
1 経常増減の部									
(1) 経常収益									
① 基本財産運用益	57,595	0	0	0	0	0	0	0	57,595
② 事業収益	0	18,873,000	496,284,401	138,324,193	0	653,481,594	0	0	653,481,594
③ 雑収益	0	0	438,414	600	0	439,014	0	0	439,014
④ 引当金取崩額	0	0	10,000	0	0	10,000	0	0	10,000
経常収益計	57,595	18,873,000	496,732,815	138,324,793	0	653,930,608	0	0	653,988,203
(2) 経常費用									
① 事業費	44,186,319	15,412,042	330,302,018	127,007,007	18,440,583	491,161,650	0	0	535,347,969
② 管理費	0	0	0	0	0	0	38,967,281	0	38,967,281
経常費用計	44,186,319	15,412,042	330,302,018	127,007,007	18,440,583	491,161,650	38,967,281	0	574,315,250
当期経常増減額	△ 44,128,724	3,460,958	166,430,797	11,317,786	△ 18,440,583	162,768,958	△ 38,967,281	0	79,672,953
2 経常外増減の部									
(1) 経常外収益									
前期損益修正益	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用									
除却損失	0	0	1	0	0	1	0	0	1
経常外費用計	0	0	1	0	0	1	0	0	1
当期経常外増減額	0	0	△ 1	0	0	△ 1	0	0	△ 1
他会計振替額	44,128,724	0	△ 121,896,005	0	38,800,000	△ 83,096,005	38,967,281	0	0
税引前当期一般 正味財産増減額	0	3,460,958	44,534,791	11,317,786	20,359,417	79,672,952	0	0	79,672,952
法人税, 住民税及び 事業税	0	801,637	38,545,707	2,623,156	0	41,970,500	0	0	41,970,500
当期一般正味財産増減額	0	2,659,321	5,989,084	8,694,630	20,359,417	37,702,452	0	0	37,702,452
一般正味財産期首残高	0	10,843,791	212,428,514	84,272,154	57,664,834	365,209,293	0	0	365,209,293
一般正味財産期末残高	0	13,503,112	218,417,598	92,966,784	78,024,251	402,911,745	0	0	402,911,745
II 指定正味財産増減の部									
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000	0	0	0	0	0	0	0	10,000,000
III 正味財産期末残高	10,000,000	13,503,112	218,417,598	92,966,784	78,024,251	402,911,745	0	0	412,911,745

4 財務諸表に対する注記

(1) 重要な会計方針

- ア 有価証券の評価基準及び評価方法について
満期保有目的債券について取得価額により計上している。
- イ 棚卸資産の評価基準及び評価方法について
商品については、最終仕入原価法に基づく原価法により評価している。
- ウ 固定資産の減価償却について
定額法及び間接法を採用している。
- エ 引当金の計上基準について
貸倒引当金については、税法基準により計上している。
- オ 消費税等の会計処理について
税込処理を採用している。
- カ 所有権移転外ファイナンス・リース取引について
引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(2) 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産投資有価証券	10,000,000	0	4,000	9,996,000
定期預金	0	8,000	4,000	4,000
小 計	10,000,000	8,000	8,000	10,000,000
特定資産				
売店建設費積立資産	72,000,000	0	0	72,000,000
小 計	72,000,000	0	0	72,000,000
合 計	82,000,000	8,000	8,000	82,000,000

(3) 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産投資有価証券	9,996,000	(9,996,000)	(0)	-
定期預金	4,000	(4,000)	(0)	-
小 計	10,000,000	(10,000,000)	(0)	-
特定資産				
売店建設費積立資産	72,000,000	(0)	(72,000,000)	-
小 計	72,000,000	(0)	(72,000,000)	(0)
合 計	82,000,000	(10,000,000)	(72,000,000)	(0)

(4) 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額, 時価及び評価損益

(単位:円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
福岡市債(10年)	9,996,000	10,309,000	313,000
合 計	9,996,000	10,309,000	313,000

5 附属明細書

基本財産及び特定資産の明細については、財務諸表に対する注記に記載をしているため、省略する。

6 財 産 目 録 (平成31年 3 月 31 日現在)

△印減
(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
	現金	手元保管	グッズ売上金等	311, 190
	預金	普通預金 西日本シティ銀行福岡支店	運転資金として	237, 381, 134
		定期預金 西日本シティ銀行福岡支店	運用資金として	237, 996, 000
	未収金	構内営業等事業者からの未収金等	構内営業等事業にかかる営業料の未収金等	65, 641, 640
	未収金貸倒引当金		未収金に係る貸倒引当金	△ 76, 000
	商品			4, 028, 372
	前払金		令和元年度契約分収入印紙購入代	135, 000
流動資産合計				545, 417, 336
(固定資産)				
基本財産	投資有価証券	福岡市債	実施事業資産であり、運用益を実施事業の財源として使用	9, 996, 000
	定期預金	定期預金 西日本シティ銀行福岡支店		4, 000
特定資産	売店建設費積立資産	定期預金 西日本シティ銀行福岡支店	構内営業等事業の積立資産であり、資産取得資金として管理されている資産	72, 000, 000
その他固定資産	売店	西新駅構内他売店	構内営業等事業で使用する資産	5, 049, 372
	構築物	箱崎九大前駅乗継駐車場 照明灯等	構内営業等事業等で使用する資産	2, 492, 255
	什器備品	特殊打抜機等	広告事業等で使用する資産	156, 622
	電話加入権	事務所内電話4基		370, 000
	公共的施設負担金	サイン改修事業費	税法上の繰延資産に該当	78, 024, 251
固定資産合計				168, 092, 500
資産合計				713, 509, 836
(流動負債)				
	未払金	構内営業等事業の交通局 に対する未払金等	構内営業等事業にかかる土地建物使用料の未払金等	135, 374, 299
	前受金	箱崎九大前駅乗継駐車場 利用者等からの前受金	乗継駐車場使用料	836, 706
	預り金	構内営業等事業者からの 保証金等	預り保証金等	164, 387, 086
流動負債合計				300, 598, 091
負債合計				300, 598, 091
正味財産				412, 911, 745

7 収支計算書(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

△印減

(1) 収支計算書

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	57,000	57,595	△ 595
② 事業収益	668,510,000	653,481,594	15,028,406
清掃管理監督事業収益	18,554,000	18,873,000	△ 319,000
構内営業等事業収益	505,830,000	496,284,401	9,545,599
広告事業収益	144,126,000	138,324,193	5,801,807
③ 雑収益	647,000	439,014	207,986
④ 引当金取崩額	0	10,000	△ 10,000
経常収益計	669,214,000	653,988,203	15,225,797
(2) 経常費用			
① 事業費	578,525,000	535,347,969	43,177,031
交通問題啓発事業費	49,556,000	44,186,319	5,369,681
清掃管理監督事業費	18,538,000	15,412,042	3,125,958
構内営業等事業費	355,282,000	330,302,018	24,979,982
広告事業費	136,119,000	127,007,007	9,111,993
サイン改修事業費	19,030,000	18,440,583	589,417
② 管理費	46,360,000	38,967,281	7,392,719
経常費用計	624,885,000	574,315,250	50,569,750
当期経常増減額	44,329,000	79,672,953	△ 35,343,953
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
除却損失	0	1	△ 1
経常外費用計	0	1	△ 1
当期経常外増減額	0	△ 1	1
税引前当期一般正味財産増減額	44,329,000	79,672,952	△ 35,343,952
法人税, 住民税及び事業税	44,329,000	41,970,500	2,358,500
当期一般正味財産増減額	0	37,702,452	△ 37,702,452
一般正味財産期首残高	309,835,000	365,209,293	△ 55,374,293
一般正味財産期末残高	309,835,000	402,911,745	△ 93,076,745
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
指定正味財産期末残高	10,000,000	10,000,000	0
III 正味財産期末残高	319,835,000	412,911,745	△ 93,076,745

(2) 収支計算書内訳表

(単位:円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	57,595	0	0	0	57,595
② 事業収益	0	653,481,594	0	0	653,481,594
③ 雑収益	0	439,014	0	0	439,014
④ 引当金取崩額	0	10,000	0	0	10,000
経常収益計	57,595	653,930,608	0	0	653,988,203
(2) 経常費用					
① 事業費	44,186,319	491,161,650	0	0	535,347,969
② 管理費	0	0	38,967,281	0	38,967,281
経常費用計	44,186,319	491,161,650	38,967,281	0	574,315,250
当期経常増減額	△ 44,128,724	162,768,958	△ 38,967,281	0	79,672,953
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
前期損益修正益	0	0	0	0	0
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
除却損失	0	1	0	0	1
経常外費用計	0	1	0	0	1
当期経常外増減額	0	△ 1	0	0	△ 1
他会計振替額	44,128,724	△ 83,096,005	38,967,281	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	79,672,952	0	0	79,672,952
法人税, 住民税及び事業税	0	41,970,500	0	0	41,970,500
当期一般正味財産増減額	0	37,702,452	0	0	37,702,452
一般正味財産期首残高	0	365,209,293	0	0	365,209,293
一般正味財産期末残高	0	402,911,745	0	0	402,911,745
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000,000	0	0	0	10,000,000
指定正味財産期末残高	10,000,000	0	0	0	10,000,000
III 正味財産期末残高	10,000,000	402,911,745	0	0	412,911,745

- 8 契約金額が3億円以上の工事又は製造の請負の契約
該当なし
- 9 契約金額が4,000万円以上の不動産等の買入れ等の契約
該当なし

第3 令和元年度事業計画

1 事業計画

(1) 実施事業等会計

- ① 交通問題啓発事業会計 経常費用事業費予算額 51,156千円 (うち人件費 19,385千円)

ア 交通問題啓発事業予算額 21,850千円

(ア) マナー啓発

エスカレーターへの安全利用や荷物の持ち方などについて、昨年度に引き続き電照広告枠を活用したマナー啓発を行うとともに、駅の特徴に応じた、ポスター、ステッカー、駅構内の柱巻き等の活用や啓発グッズの配布等により、効果的な啓発を行う。

また、お客様から多くの声が寄せられる乗車マナーについて、タイムリーな啓発を積極的に行う。

(イ) 巡回指導

エスカレーターへの安全利用や歩きスマホ、地下鉄乗降時のマナー、座席の座り方等の地下鉄乗車マナーの向上や、駅構内・車内の防犯対策のため、巡回指導員による巡回を実施する。

イ 地下鉄の利用促進・便益増進事業予算額 28,292千円

市民に親しまれる地下鉄を目指すとともに、環境に優しい地下鉄の利用を促進するため、交通局と共催で「地下鉄フェスタ」を開催するとともに、アビスパ福岡とのタイアップイベントなど、各地で行われるイベントへの参加や協賛を行う。

また、海外からの利用者に、より便利に地下鉄を利用してもらえるよう、外国語版地下ガイドの作成を行う。

ウ 地下鉄の快適性向上事業予算額 1,014千円

駅緑化活動支援事業

環境に優しく、市民に親しまれる駅づくりのため、市民や企業等が行う駅緑化活動へ支援を行う。

(2) その他会計

- ① 構内営業等事業会計 経常費用事業費予算額 334,905千円 (うち人件費 19,890千円)

駅構内において、コンビニエンスストア、軽飲食店、コインロッカー等の利便施設の管理運営を行い、お客様サービスの向上に努める。特にコインロッカーについては、各駅の利用状況に応じた適正配置を検討し、さらなる利便性向上を図る。

《構内営業等事業収益予算額 484,420千円》

- ② サイン改修事業会計 経常費用事業費予算額 26,882千円

地下鉄利用者の利便性向上のため、交通局と共働して空港線・箱崎線の駅構内の案内・サインの見直しに取り組む。

※事業期間：平成28年度～令和元年度

○令和元年度の内容：空港線・箱崎線全駅のホームドア駅名表示等の改修など

(3) 法人会計

- ① 経常費用管理費予算額 32,138千円 (うち人件費 23,785千円)

理事会等会議費や人件費など、法人の運営に関する経費

2 交通局への事業の移管

令和元年度より、下記の事業については交通局の直営事業として移管する。

- (1) 生花事業 地下鉄駅トイレへの生花の設置
- (2) 清掃管理監督事業 地下鉄各駅、車両基地、車両等の清掃の管理監督業務
- (3) 広告事業 地下鉄広告の受付、着脱及び保守管理並びに販売促進等業務

3 収支予算書(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

(1) 収支予算書

△印減

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算額	差 異 (予算-前年度最終予算)
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	57	57	0
② 事業収益	484,420	668,510	△ 184,090
清掃管理監督事業収益	0	18,554	△ 18,554
構内営業等事業収益	484,420	505,830	△ 21,410
広告事業収益	0	144,126	△ 144,126
③ 雑収益	114	647	△ 533
経常収益計	484,591	669,214	△ 184,623
(2) 経常費用			
① 事業費	412,943	578,525	△ 165,582
交通問題啓発事業費	51,156	49,556	1,600
清掃管理監督事業費	0	18,538	△ 18,538
構内営業等事業費	334,905	355,282	△ 20,377
広告事業費	0	136,119	△ 136,119
サイン改修事業費	26,882	19,030	7,852
② 管理費	32,138	46,360	△ 14,222
経常費用計	445,081	624,885	△ 179,804
当期経常増減額	39,510	44,329	△ 4,819
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 除却損失	157	0	157
経常外費用計	157	0	157
当期経常外増減額	△ 157	0	△ 157
税引前当期一般正味財産増減額	39,353	44,329	△ 4,976
法人税, 住民税及び事業税	29,271	44,329	△ 15,058
当期一般正味財産増減額	10,082	0	10,082
一般正味財産期首残高	365,209	309,835	55,374
一般正味財産期末残高	375,291	309,835	65,456
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	0
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	0
III 正味財産期末残高	385,291	319,835	65,456

(2) 収支予算書総括表

(単位:千円)

科 目	実施事業等会計	その他会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1 経常増減の部					
(1) 経常収益					
① 基本財産運用益	57	0	0	0	57
② 事業収益	0	484,420	0	0	484,420
③ 雑収益	0	114	0	0	114
経常収益計	57	484,534	0	0	484,591
(2) 経常費用					
① 事業費	51,156	361,787	0	0	412,943
② 管理費	0	0	32,138	0	32,138
経常費用計	51,156	361,787	32,138	0	445,081
当期経常増減額	△ 51,099	122,747	△ 32,138	0	39,510
2 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
① 除却損失	0	157	0	0	157
経常外費用計	0	157	0	0	157
当期経常外増減額	0	△ 157	0	0	△ 157
他会計振替額	51,099	△ 83,237	32,138	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	39,353	0	0	39,353
法人税, 住民税及び事業税	0	29,271	0	0	29,271
当期一般正味財産増減額	0	10,082	0	0	10,082
一般正味財産期首残高	0	365,209	0	0	365,209
一般正味財産期末残高	0	375,291	0	0	375,291
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	10,000	0	0	0	10,000
指定正味財産期末残高	10,000	0	0	0	10,000
III 正味財産期末残高	10,000	375,291	0	0	385,291

第4 参考資料

一般財団法人福岡市交通事業振興会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人福岡市交通事業振興会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福岡市の交通問題に対する意識の啓発、交通道德の普及及び福岡市高速鉄道（以下「高速鉄道」という。）の乗客への便益増進等に関する事業を行い、もって福岡市の交通事業の健全な発展と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 福岡市の交通問題に対する意識の啓発に関する事業
- (2) 交通道德の普及及び交通安全についての知識の啓発に関する事業
- (3) 高速鉄道の乗客への便益増進に関する事業
- (4) 福岡市の委託を受けて行う高速鉄道に関する事業
 - ア 高速鉄道の施設、設備等の環境保持に関すること。
 - イ 高速鉄道の施設その他に掲出する広告物の取扱いに関すること。
- (5) 高速鉄道の乗客への利便施設として設置する店舗等の管理・運営に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第6条 この法人の財産の管理及び運用は、理事会の決議により別に定める方法により理事長が行うものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計原則)

第10条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員は、この法人又はこの法人の子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第14条 評議員に対して、評議員1名につき各年度あたり100,000円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 評議員には、評議員会で別に定める基準に従って、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第5章 評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 評議員会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

- (1) 評議員会の日時及び場所
- (2) 評議員会の目的である事項

(招集通知)

第19条 理事長は、評議員会の日の1週間前までに、前条第3項各号に掲げる事項を記載した書面によりその通知を発しなければならない。ただし、評議員全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、理事長とする。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数（以下「特別決議」という。）をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議及び報告の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

2 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員等

(役員)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上8名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を理事長、2名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法に規定する代表理事とし、常務理事をもって法人法第197条で準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 監事は、この法人の理事及び評議員又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を遂行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事に対して、評議員会で別に定める基準に従って、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 この法人は、法人法第198条で準用する同法第111条第1項の理事及び監事の損害賠償責任については、同法第114条その他法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から同法第113条その他法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によりこれを免除することができる。

(外部役員責任限定契約)

第32条 この法人は、法人法第198条において準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、その契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、常務理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集しようとするときは、理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発送しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議及び報告の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし第26条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、第3条及び第4条並びに第12条についても適用するものとする。

(解 散)

第41条 この法人は、基本財産の減失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(存続期間)

第42条 この法人の存続期間は、2021年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間の終了前において、第3条の目的に照らし、事業を継続して遂行する必要があり、かつ、経理的基礎を有していると認められる場合は、評議員会における特別決議をもって、前項の期間を延長することができるものとする。

(残余財産の帰属等)

第43条 この法人が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、福岡市に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

第9章 公 告

(公 告)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 事 務 局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に、所要の職員を置く。

3 前項の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営並びに職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第11章 補 則

(委 任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下、「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の理事長は林田範雄とする。

4 この法人の最初の常務理事は小山田好宏とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

久留 百合子

帆足 リエ

中川 伸司

伊藤 亘

角原 孝

附 則

この定款の第44条に係る改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年4月1日から施行する。